



ものづくりスタジオ短期入居者募集要項



八戸ポータルミュージアム はっち

【お問合せ】

〒031-0032 八戸市三日町11-1

八戸市 まちづくり文化スポーツ部

八戸ポータルミュージアム（担当：工藤・志村・山内・外井）

TEL：0178-22-8228 Fax：0178-22-8808

メールアドレス ⇒ hacchi@city.hachinohe.aomori.jp

はっちHP ⇒ <http://hacchi.jp>

目 次

1	ものづくりスタジオの目的	2
2	入居者募集について	2
3	応募要件	2
4	募集店舗の概要	2
5	経費の負担区分	3
6	応募の手続等	4
7	選考方法	4
8	その他	5
9	はっちの施設概要	5

1 ものづくりスタジオの目的

八戸ポータルミュージアムの「ものづくりスタジオ」は、入居型の工房兼ショップであり、フードやクラフト等のものづくり振興による街の新たな魅力スポットとして、八戸ポータルミュージアム館内及び中心街の賑わいを創出すること、及び、入居期間中に中心街へ出店できるだけのノウハウを備え、入居期間終了後には中心街への出店を目指すことができるよう支援することを目的としています。

2 入居者募集について

- (1)募集期間 随時
 (2)入居期間 概ね2週間から1ヶ月程度
 (3)募集店舗数等 1店舗：下表のとおり

フロア及びタイプ	募集店舗数	面積	ジャンル例
4階 ものづくりスタジオ7 (Aタイプ)	1店舗	約 12.2㎡ (約 3.6坪)	陶磁器・ガラス・金属加工・木工・染織・粘土・漆工・皮革加工・布・洋服、伝統工芸、アクセサリ、楽器、デザイン 等 ※上記以外のジャンルでの入居希望の場合は、ご相談ください。

※制作作業の内容によっては店舗内及び館内で行えない作業もありますのでご了承ください。

3 応募要件

応募要件は、下記のいずれにも該当する方とします。

- (1) 施設の運営について、市と協力・連携し、施設の利用やお客様サービスの提供が出来る方
- (2) ものづくりスタジオ内で、商品等の制作を行う方（制作工程の一部でも可）
- (3) 事業活動に必要な有資格者を従事させることが出来る方
- (4) 市から指名停止措置又は指名除外の措置を受けていない方
- (5) 市・県民税・固定資産税、国民健康保険税、軽自動車税、法人市民税、法人県民税、法人及び個人事業税の滞納がない方
- (6) 会社更生法、民事再生法等に基づく更正又は再生手続き等を行っていない方
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び同第6号に規定する暴力団員でない方
- (8) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属さない方

4 募集店舗の概要

- (1) 主な施設・設備・事業活動・使用に関する募集店舗の概要は、表1のとおり

（表1：ものづくりスタジオの条件）

項目	ものづくりスタジオ
施設	使用面積等 4階 ものづくりスタジオ7 (Aタイプ) 面積 約 12.2㎡ (3.5m×3.5m) 1店舗
	駐車場 駐車スペースはありません。近隣の駐車場をご利用ください。
	駐輪場 15～20台分あります。
	禁煙 施設及び敷地内は禁煙です。
設備	設備 ディ스플레이用什器（商品展示棚） ※1：電気の容量は15A相当 ※2：館内はフリーwi-fiに接続可能です ※3：電話回線はありません
	サイン 店名のサイン等については、館内サインと整合性を保つものとし、設置費用は入居者の負担とします。

	内装工事	原則として床、壁、天井等の建築物、電気設備、衛生設備、空調設備等の改修又は造作は認めません。ただし、協議により認める場合もありますのでご相談ください。
営業条件	休業日	原則として、週2日以内（平日）の定休日とします。定休日の変更等をする場合は、市（施設）との協議による調整が必要です。
	事業活動時間	原則として、1日6時間以上の営業を最低条件とします。ただし、相応の理由により、この時間帯と異なる時間設定を希望する場合は、協議事項としますので、入居申込書に記載してください。
使用条件	使用期間	原則として2週間から1か月以内とします。 (店舗の設置、撤去等に要する期間は、使用期間に含まれます。)
	使用料	月額 15,400 円(令和元年 10 月 1 日時点)
	光熱水費	電気料は別途実費を徴収します。
	火気使用	館内での裸火の使用はできません。(ガスバーナー、カセットコンロなど) 電熱器等を使用する場合は、入居者が消防署へ「禁止行為の解除申請書」を提出する必要があります。

- ※ 使用料は前納ですが、市長が特別な理由があると認めるときは、この限りではありません。
- ※ 使用期間が1月に満たない場合の使用料は、表1に定める使用料の月額を当該月の現日数で除して得た額に使用日数を乗じて得た額に相当する額とします。
- ※ 10円未満の端数が生じた場合の使用料は、これを切り捨てるものとします。
- ※ 営業状況の確認のため、精算レシート及び売上日報等を毎日提出していただきます。

5 経費の負担区分

市と入居者の経費の負担区分は下表のとおりです。

(表2：経費負担区分) ○・・・全部 ●・・・一部

区 分		市	入居者
従業員人件費			○
原材料			○
電気			○
設備及び備品	保守・修理		○
	更新	○	
清掃			○
ごみ処理費			○
電話料金（加入権・工事費を含む）			○
ネット料金（プロバイダー等）			○
各種保険料			○
営業許可に係る費用			○

- ※ 表2に定めないものはその都度、市と協議することとします。
- ※ 電気料金については、子メーターで計測された電力量をもとに算出した額を納付していただきます。
- ※ ごみ処理については、各自の責任で、適切に処理することを原則とします。

6 応募の手続等

(1) 応募方法

①応募書類（正本1部、副本1部をご提出ください）

書類	個人	法人
市指定書類	ア) 八戸ポータルミュージアムものづくりスタジオ入居申込書（様式1） イ) 作品写真3枚（様式2）	
	ウ) 直近1年度分の納税証明書（市・県民税、固定資産税、国民健康保険税、軽自動車税） I) 事業所得のある方は、直近2か年分の決算報告書及び直近1年度分の納税証明書（個人事業税）	オ) 直近の決算報告書 カ) 直近1年度分の納税証明書（固定資産税、法人市民税、法人県民税、法人事業税） キ) 会社経歴書 ク) 定款及び法人登記事項証明書 ケ) その他会社等を紹介するパンフレット等
協定書	企業若しくは団体又は個人が共同で応募する場合、出資割合・責任割合等を明記した協定書（様式は任意）の写し	

※市税については、八戸市庁別館3階資産税課で、法人県民税、法人事業税は三八地域県民局で取得できます。

※様式の記入方法等が分からない場合は、お気軽にご相談ください。

②提出方法 直接持参（はっち4階事務室へ）か簡易書留による郵送に限ります。

③提出先 〒031-0032 八戸市三日町11-1 八戸ポータルミュージアム「ものづくりスタジオ係」宛

④提出部数 正本1部、副本1部

⑤応募書類の修正及び追加

応募書類の受付後における書類の修正及び追加は、市が要求する場合を除き、原則認めません。

⑥応募書類の取扱い等

ア) 応募書類は理由の如何にかかわらず、返却いたしません。また、応募書類の作成・提出及び面接に要する費用は応募者の負担としますので、あらかじめご了承ください。

イ) 応募書類は、選考における使用に限り必要に応じて複写できるものとします。

ウ) 応募書類は、八戸市情報公開条例（平成14年八戸市条例第6号）に基づく開示請求があった場合には対象文書として原則開示することとなります。

I) 入居者以外の応募書類の内容については、応募者の承諾なしに利用しません。

(2) 著作権

6(1)①応募書類アおよびイの著作権は、原則として書類の作成者（応募者）に帰属します。ただし、その著作権は当市が有するものとします。

7 選考方法

八戸ポータルミュージアムによる書類選考及び面接を行い、別途定める選考基準により、入居候補者を選考します。

ただし、提出書類に虚偽の記載があった場合、応募を無効とすることがあります。

また使用期間中であっても、以下のいずれかに該当する場合は、退去していただきます。

(1) 事業活動がものづくりスタジオの目的に合った活動内容ではないと判断された場合

(2) 入居後に、応募要件のいずれかに**該当しない**と判断された場合

(3) その他、市が必要と認めた場合

8 その他

選考結果は書面にて通知し、選考を通過した場合、施設使用についての打ち合わせ後、施設使用許可申請等の入居手続きを行います。ただし、打ち合わせにおいて、条件が合致しない場合は使用を許可しない場合もあります。

また、入居者は以下の事項に留意してください。

- (1) 施設の運営について、市と協力し、施設の利用を促進するよう努めること。
- (2) 許可に基づく権利を事前に市の承認を得ずに第三者に転貸し、若しくは譲渡し、又は担保に供することはできません。
- (3) 事業活動に伴う損害賠償責任について、市は一切の責任を負わないため、賠償責任保険等に加入すること。
- (4) 事業活動に関し許認可等を必要とする場合、入居者の責任において取得すること。
- (5) 運営に当たり、労働基準法、会計法規、条例、規則その他の関係法令を遵守すること。
- (6) 施設及び設備等については、善良なる管理者の注意義務を持って管理し、汚損、故障、減耗等が生じた場合は、入居者の負担で維持補修すること。ただし、天災、その他入居者の責めによらない事由による場合は、別途協議の上、市の負担で補修します。
- (7) 次の場合は、速やかに市長に報告し、その指示に従うこと。
 - ①従業員が施設の入館者に迷惑をかけ、又はそのおそれがあると認められる場合。
 - ②事故、火災その他の人的物的被害が発生し、又は発生するおそれがあると認められる場合。
 - ③利用者からの苦情その他報告すべき必要があると認められる事態が発生した場合。
- (8) 退去する際は、入居者の責任において原状に回復すること。
- (9) 本要項に定めのないものは、市と協議の上取り決めます。

9 はっちの施設概要

- (1) 所在地 青森県八戸市大字三日町 11 番地 1
- (2) 面積 敷地面積 約 3,387 m² / 建築面積 約 1,664 m² / 延床面積 6,463 m²
- (3) 主体構造 鉄筋コンクリート造（免震構造）5 階建
- (4) 開館時間

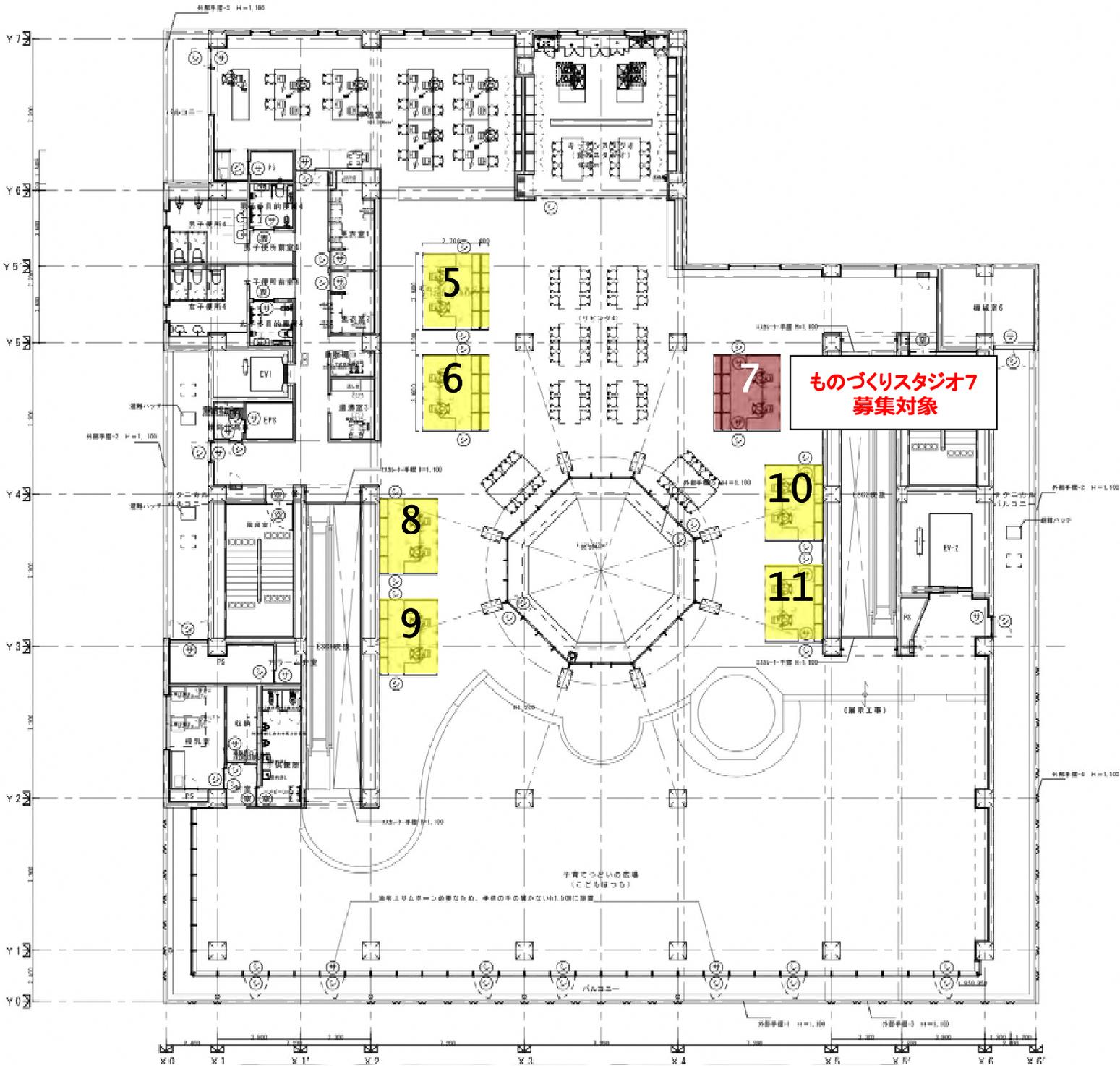
フロア	貸 館	リ-スパ-ス	テナント等	その他
5 階	・レジデンス A～E ・共同スタジオ A～C・共同キッチン			・ワークステーション ・工作スタジオ
4 階	・食のスタジオ	リビング 4	ものづくりスタジオ	事務室 こどもはっち
3 階	・音のスタジオ ・編集室	・ギャラリー 3 ・和のスタジオ ・八庵	・観光展示 ・リビング 3	ものづくりスタジオ
2 階	・シアター 2 ・楽屋 1・2	・ギャラリー 2	・観光展示 ・リビング 2	ものづくりスタジオ
1 階	・シアター 1	・はっちひろば ・ギャラリー 1	観光展示	カフェ ショップ 放送スタジオ ・インフォメーション
外部	番町スクエア			

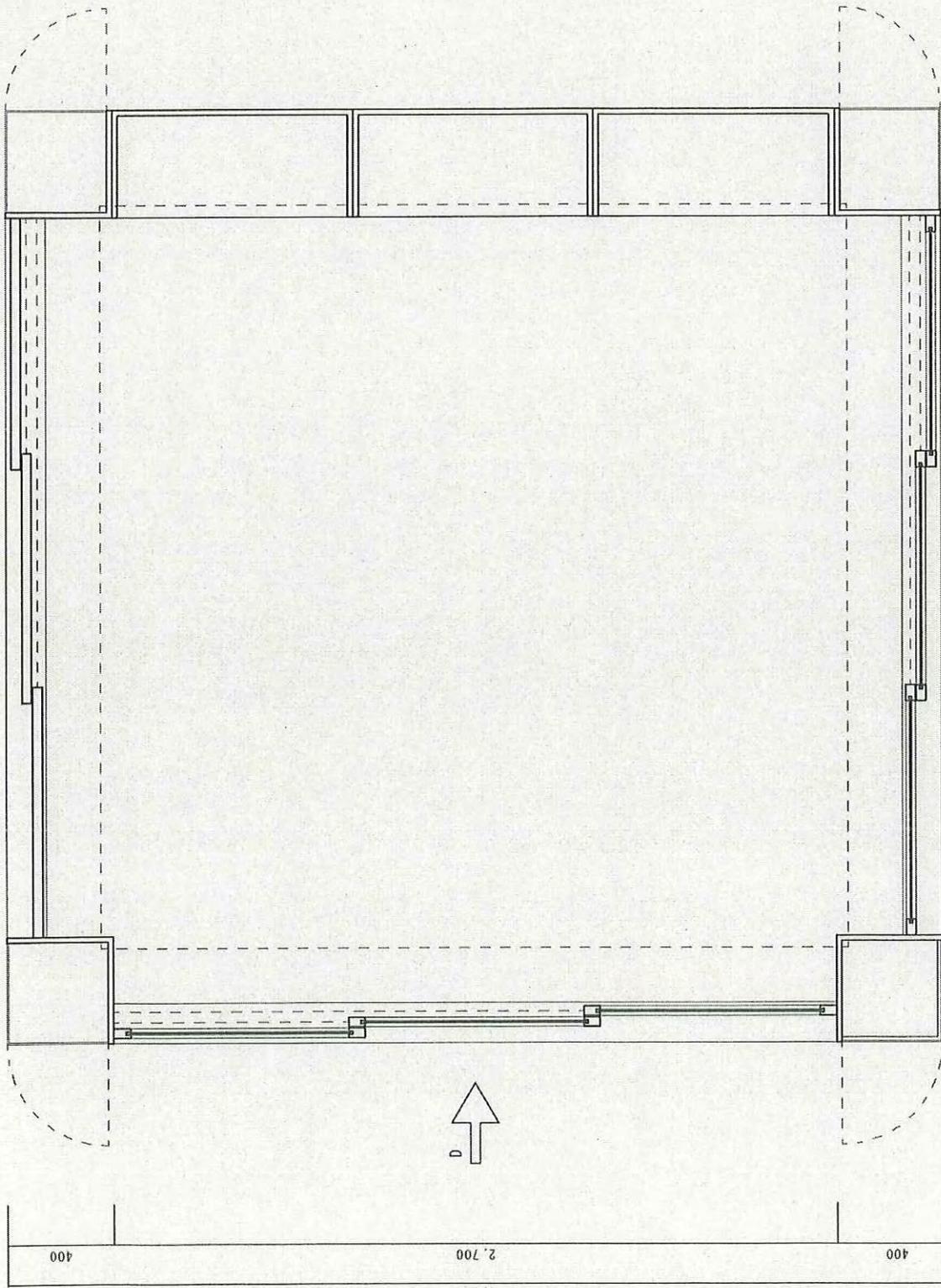
- 9～21 時 (12 時間)
 9～22 時 (13 時間)
 9～24 時 (15 時間)
- 9 時 30 分～16 時 30 分 (7 時間)
 10 時～19 時 (9 時間)
- 11 時 30 分～14 時、18 時～21 時 (5.5 時間)

- (5) 休館日 毎月 1 回 (第 2 火曜日) 12 月 31 日・1 月 1 日の年間 14 日程度
※年間 351 日開館 (年 365 日の場合)

ものづくりスタジオ配置図

4階





Aタイプ (自立配置) 平面図 S=1:22

2,700

400

400

3,500

ものづくりスタジオ7